

第27 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請

(法第10条第1項ただし書、規則第2条)

1 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な書類及び編さん

危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（危険物規則様式第1の2）
- (2) 案内図
- (3) 仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の場所の構造図及び敷地の見取図
- (4) 消火設備の設置場所、標識及び掲示板の設置場所を示した図
- (5) その他必要な書類（危険物取扱者免状の写し等）

2 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の記入方法

別記19及び別記20を参考にするとともに、申請者の欄等は、第5「危険物製造所等設置・変更許可申請」4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例によること。

3 事務処理実施上の留意事項

- (1) 承認の際は必ず現場調査を行い、原則として法定期間（10日間）終了後は、反復して仮貯蔵等を行わないこと。
- (2) 仮貯蔵と仮取扱いが同一の場所で、かつ、同時に行われる場合の申請は、個々の申請とせず一括とすること。
- (3) 仮貯蔵と仮取扱いの区分については、貯蔵量と取扱量との比重及び時間的な関係等を考慮し区分すること。

4 タンクコンテナ等における仮貯蔵

(平成4年6月13日消防危第52号（令和4年12月13日消防危第275号改正）)

- (1) 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所（複数のタンクコンテナ等の仮貯蔵をする場合に、一の標識で容易に視認できる範囲内の場所）で複数のタンクコンテナ等の仮貯蔵をする場合は、一の仮貯蔵とすることができること。
- (2) タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図るため、図面等から仮貯蔵を行う場所、周囲の状況及び火災予防上の安全が容易に把握できる場合には、現場調査を省略することができる。
- (3) 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。
- (4) 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない

こと。ただし、台風、地震等の自然災害、感染症等の影響による倉庫作業者の確保困難、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

仮貯蔵の繰り返し承認は、最小限度の期間にするとともに、申請者に再度仮貯蔵申請を行わせ、所定の手数料を徴収すること。

なお、手数料の減免については、（第3章第44「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用」）を参照すること。

(5) 次の場合においては、仮貯蔵等の承認は要しないものであること。

なお、タンクコンテナ等をコンテナヤード等に長期間とどめておく行為は、仮貯蔵承認を要することに留意すること。

ア 複合輸送において、貨車から貨車へタンクコンテナ等を積み込むために、コンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合。

イ 貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナをコンテナヤード等に一時的にとどめる場合。

ウ 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合。

なお、タンクコンテナが到着する前に、積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けている必要があることに留意すること。

5 その他

(1) 仮貯蔵等の承認基準は、第2章第2節第1「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に関する承認基準」による。

(2) 震災時等における仮貯蔵等の運用については、第3章第44「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用」によること。

危険物 仮貯蔵
仮取扱い 承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
埼玉西部消防組合消防長 殿			
申請者 住所 所沢市けやき台1丁目〇〇番地の〇〇（電話04-29××-××××） 氏名 〇〇倉庫株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			
危険物の 所有者、管理者 又は占有者	住所	所沢市けやき台1丁目〇〇番地の〇〇 電話04-29××-××××	
	氏名	〇〇倉庫株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
仮貯蔵・仮取扱い の場所	所在地 ・ 名称	狭山市上奥富〇〇〇〇番地	
危険物の類、品名及び最大数量		第4類第二石油類 軽油 20,000L	指定数量 の倍数 20.0倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		ドラム缶にて貯蔵	
仮貯蔵・仮取扱いの期間		〇年 〇月 〇日から 〇年 〇月 〇日まで 10日間	
管理の状況 （消火設備の設置状況を含む）		定期的に巡回し、出火、漏洩等を監視する。 （第5種消火設備 2本設置）	
現場管理責任者	住所	入間市大字小谷田〇〇〇番地 〇〇倉庫株式会社入間事業所 緊急連絡先04-29××-××××	
	氏名	〇〇 〇〇 【危険物取扱者免状： 有 （種類：乙種第4類）・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理		取引会社が、軽油を弊社に臨時的に貯蔵するよう依頼したため、出荷までの間貯蔵する。	
その他の必要事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		承認年月日 承認番号	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物 仮貯蔵
仮取扱い 承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 埼玉西部消防組合消防長 殿 申請者 住所 飯能市大字小久保〇〇〇番地 (電話042-9XX-XXXX) 氏名 〇〇企画株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	飯能市大字小久保〇〇〇番地 電話042-9XX-XXXX	
	氏名	〇〇企画株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	所沢市上山口〇〇〇〇番地 ▲▲▲▲ドーム	
危険物の類、品名及び最大数量	第4類第二石油類軽油 2,200L	指定数量の倍数	2.2倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法	電源車にて発電用燃料として使用する。		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	〇年 〇月 〇日から 〇年 〇月 〇日まで 7日間		
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	電源車の運用は危険物取扱者免状所有者が行う。 (第5種粉末消火設備2本設置)		
現場管理責任者	住所	飯能市大字小久保〇〇〇番地 〇〇企画株式会社 緊急連絡先042-9XX-XXXX	
	氏名	〇〇 〇〇 【危険物取扱者免状：有（種類：乙種4類）・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	コンサートの電源供給のため、コンサート終了後電源車が引き揚げるまでとする。		
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。